

井の頭恩賜公園公式キャラクターデザイン使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、井の頭恩賜公園公式キャラクターデザイン(以下「キャラクターデザイン」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって井の頭恩賜公園のPR、地域の産業振興等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領においてキャラクターデザインとは次のとおりとする。

- (1) 名称は「ひゃくさいくん」及び「ひゃっこちゃん」とする。
- (2) デザインは別図のとおりとする。
- (3) 設定は別表のとおりとする。
- (4) デザインから制作した立体物、動画を含む。

2 この要領においてキャラクターデザインの改変とは次に掲げるものをいう。

- (1) キャラクターデザインの色を変えること。
- (2) キャラクターデザインを変形または反転させること。
- (3) キャラクターデザインに他のデザインを重ねること。
- (4) キャラクターデザインの一部を切り取って使用すること。
- (5) 名前を定められたものと異なる表記で使用すること。
- (6) キャラクターデザインの設定に追加、削除又は変更をすること。

(使用料)

第3条 キャラクターデザインの使用料は、当分の間、無料とする。

(使用の申請)

第4条 キャラクターデザインを使用しようとする者は、あらかじめキャラクターデザイン使用承認申請書(第1号様式)により東京都西部公園緑地事務所長(以下、「所長」という。)に申請し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 東京都、武蔵野市及び三鷹市の機関が使用する場合
- (2) 武蔵野市及び三鷹市内の学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) その他所長が適当と認めた場合

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターデザインを使用する者(以下、「使用者」という。)は、次

の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターデザインの使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないようにすること。
- (2) 「井の頭恩賜公園ひやくさいくん」及び「井の頭恩賜公園ひやつこちゃん」の表記を商品・包装・広告等に必ず付すこと。ただし、表記を付すことが困難な場合は、その旨を申告し、所長の指示に従うこと。
- (3) 承認された使用内容のみに使用すること。
- (4) 次に掲げる使用をしてはならない。
 - ア 井の頭恩賜公園の品位を傷つける又はそのおそれのある使用をすること。
 - イ 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用すること。
 - ウ 法令又は公序良俗に反する又はそのおそれのある使用をすること。
 - エ 特定の個人、政党、思想及び宗教の活動に利用しようとする事。
 - オ 品質、性能等について公的機関の認定が必要な製品で、当該認定が得られていないものに使用すること。
 - カ 第8条に基づく場合を除いて、キャラクターデザインを改変すること。
 - キ その他所長が不相当であると認める使用をすること。

(使用の審査及び通知)

第6条 所長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容について審査を行い、承認又は不承認について決定し、キャラクターデザイン使用承認申請書（第1号様式）下段により申請者に通知するものとする。

2 所長は、キャラクターデザインの使用を承認したものに対して、承認番号を付与する。なお、使用者は、この承認番号を商品・包装・広告等に表記する義務を負わないものとする。

3 前項の審査において、申請内容が前条第4号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

4 所長は使用の承認にあたり、必要な条件を付することができるものとする。

(見本の提出)

第7条 使用者は、キャラクターデザインを使用した完成品の見本を所長に提出するものとする。ただし、見本の提出が困難な場合には、完成品の写真の提出をもって見本の提出に代えることができる。

(キャラクターデザインの改変)

第8条 使用者が、キャラクターデザインの改変をしようとする場合は、あらかじめキャラクターデザイン使用承認申請書の改変の有無の欄により所長に申請

し、その承認を受けなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請があった場合、その内容について審査を行い承認又は不承認について決定し、キャラクターデザイン使用承認申請書（第1号様式）下段により申請者に通知するものとする。

3 所長は、改変の承認にあたり、必要な条件を付すことができるものとする。

（違反等に対する取扱）

第9条 使用者が、第5条に定める事項を遵守しなかった場合、所長はその使用差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という）を行うことができる。

2 キャラクターデザインの使用、改変又は変更の承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかった場合、所長はその承認を取り消すことができる。

3 前項の承認の取消しは、キャラクターデザイン使用取消し通知書（第2号様式）により通知するものとする。

4 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、キャラクターデザインの使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

5 所長は、承認を取り消した者に対し、キャラクターデザインを使用した物品等の回収を命じることができる。

（責任の制限）

第10条 前条第1項の規定による請求等及び前条第2項の規定による承認の取消し、並びにその他キャラクターデザインの使用に関し、使用者が損害を受けた場合、西部公園は一切の責任を負わない。

2 使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害を与えた場合、西部公園は損害賠償等の法律上の責任を一切負わない。

（使用状況の報告等）

第11条 所長は、使用者にキャラクターデザインの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（情報の公開）

第12条 所長は、広く使用促進を図る観点から、キャラクターデザインの使用許諾状況等について情報を公開することができる。

（地位の継承）

第13条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般継承人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を継承することができる。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月8日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

井の頭恩賜公園キャラクターデザイン使用承認申請書

東京都西部公園緑地事務所長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者

印

井の頭恩賜公園イメージキャラクターデザインの使用について、下記のとおり申請します。また、使用にあたっては、井の頭恩賜公園イメージキャラクターデザイン使用取扱要領に定める事項を遵守することを誓います。

記

使用概要 (対象・物品名等)	
使用目的	
使用期間 (使用期間開始日を含む2年度間以内)	年 月 日 ~ 年 月 日
作成数量	
改変の有無	有・無
販売の有無	有(円)・無
販売予定場所	
見本提出	<input type="checkbox"/> 完成品(サンプル) <input type="checkbox"/> 写真(イメージ画像)
連絡先	担当者氏名 住 所: 電話番号: メールアドレス:

※添付書類 ①申請者の概要 ②企画書等(レイアウト、原稿等) ③改変内容(改変する場合)

年 月 日

上記の使用について 承認・不承認 します。

東京都西部公園緑地事務所長

承認番号	
使用の条件 (不承認の場合の理由)	

第2号様式(第9条関係)

年 月 日

井の頭恩賜公園キャラクターデザイン使用承認取消通知書

殿

東京都西部公園緑地事務所長

井の頭恩賜公園イメージキャラクターデザインの使用について、下記のとおり承認を取り消します。

記

承認番号	
使用概要	
取消理由	
取消に伴う指示	

■ひやくさいくん

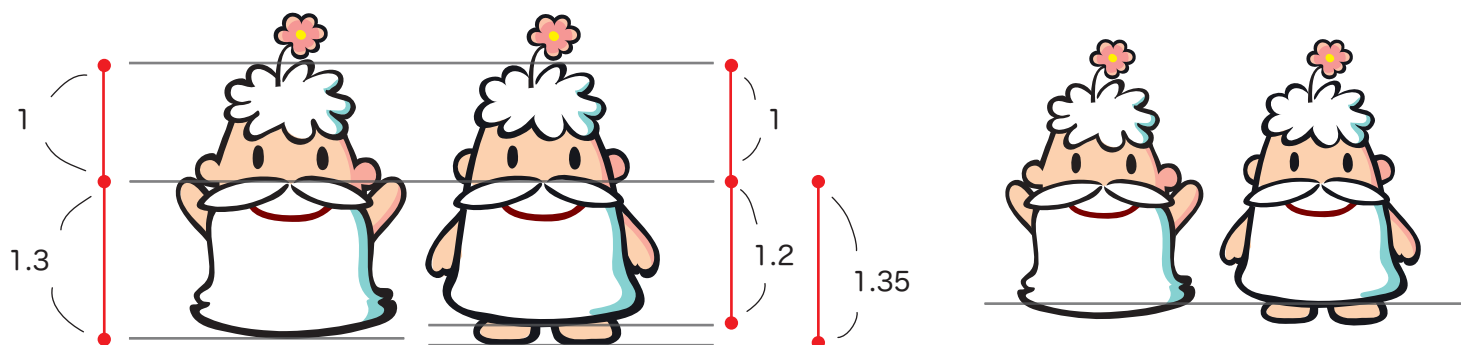


■ひやくさいくんキャラクター設定

ひやくさいくん

- ・ 1917年、井の頭公園生まれ
- ・ 99才（2016年現在）
- ・ 井の頭公園が大好き
- ・ 楽しいことが大好き
- ・ 足はコンパクト収納

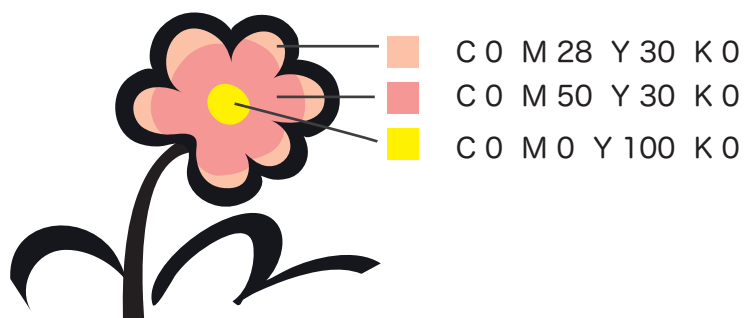
■ひゃくさいくん 比率



足が出た状態だと
体の下側（裾）の部分が
やや高くなります

■ひゃくさいくん カラー

花



目・輪郭

■ C 0 M 0 Y 0 K 100

頭・ひげ・体

□ C 0 M 0 Y 0 K 0

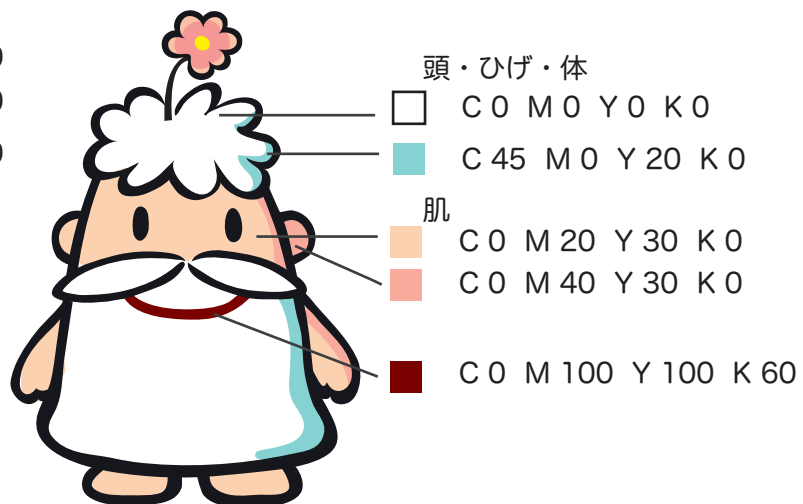
■ C 45 M 0 Y 20 K 0

肌

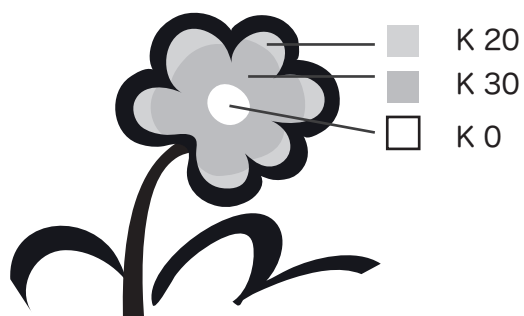
■ C 0 M 20 Y 30 K 0

■ C 0 M 40 Y 30 K 0

■ C 0 M 100 Y 100 K 60



■ひゃくさいくん 白黒



目・口・輪郭

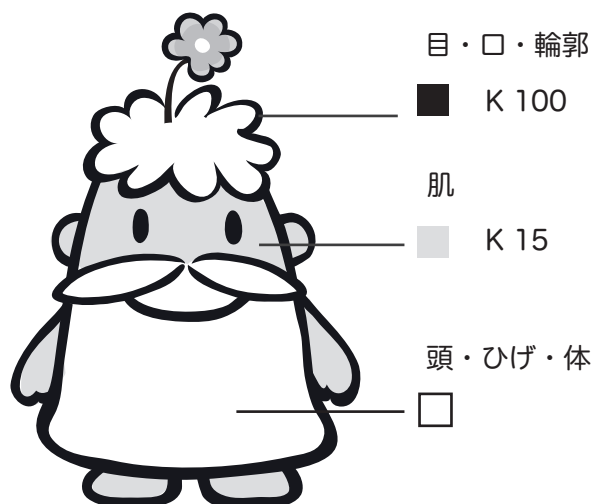
■ K 100

肌

■ K 15

頭・ひげ・体

□



■ひやっこちゃん

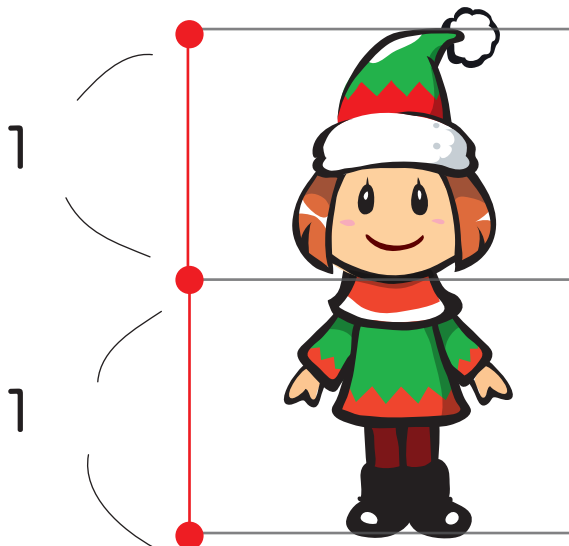


■ひやっこちゃんキャラクター設定

ひやっこちゃん

- ・ひやくさいくんの妹
- ・三鷹市在住の社会人
- ・世話焼き屋さん
- ・いつもお兄ちゃんが心配

■ひゃっこちゃん 比率



■ひゃっこちゃん カラー

輪郭・目・靴

■ C 0 M 0 Y 0 K 100

髪

■ C 30 M 75 Y 85 K 15

■ C 10 M 70 Y 85 K 0

顔

■ C 0 M 40 Y 10 K 0

■ C 0 M 20 Y 40 K 0

■ C 0 M 100 Y 100 K 75

帽子・服

□ C 0 M 100 Y 100 K 0

■ C 80 M 0 Y 100 K 0

■ C 0 M 100 Y 100 K 0

■ C 5 M 0 Y 0 K 20

■ C 35 M 100 Y 100 K 35

■ひゃっこちゃん 白黒

帽子・服

□ K 0

■ K 100

■ K 40

■ K 60

■ K 20

顔

■ K 40

■ K 25

□ K 5

■ K 60

■ K 75